

フロン排出抑制法に関わる点検のお知らせ

環境試験器(冷凍機付)の 点検が義務化されます

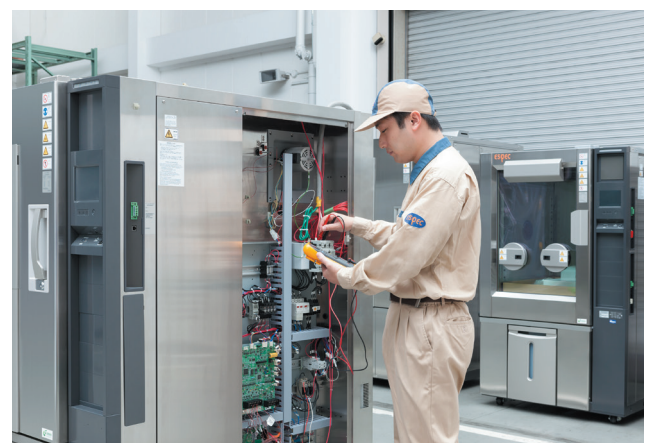


フロン類を使用した業務用の冷凍冷蔵機器(第一種特定製品)の
管理者(使用されているお客様)が対象です。

● フロン類の適正な管理が求められます

平成27年4月1日より「フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する法律」(以下、フロン排出抑制法)が施行され、環境試験器をお使いいただいているお客様も、装置管理者として遵守すべき事項が課せられることとなりました。

業務用の冷凍空調機器をご使用の方々には、簡易点検・定期点検、点検整備記録の保管、フロン漏えいの報告などの義務が定められ、その基準に従って適正に管理する必要があります。



第一種特定製品とは

①業務用空調機器

パッケージエアコン、ビル空調用冷凍機、チラー、スポットエアコン、ガスヒートポンプエアコンなど

②業務用の冷凍・冷蔵機器

コンデンシングユニット、冷蔵・冷凍ショーケース、自動販売機、業務用冷蔵庫、冷凍機応用製品など

フロン類を充填した冷凍回路を持つ環境試験器も、②の第一種特定製品に該当します。

管理者に求める点検について

管理者に求める点検(簡易点検・定期点検)の内容

	点検内容	点検頻度	点検実施者
【簡易定期点検】 全ての第一種特定製品 (業務用の冷凍空調機器)	・冷蔵機器及び冷凍機器の庫内温度 ・製品から異音、製品外観(配管含む)の損傷、腐食、錆び、油にじみ並びに熱交換器の霜付き等の冷媒として充填されているフロン類の漏えいの徴候有無	・四半期に1回以上	・実施者の具体的な制限なし
(上乗せ) 【定期点検】 うち、一定規模以上の 業務用冷凍空調機器	・定期的に直接法や間接法による冷媒漏えい検査(定期点検)を実施。 ・都道府県による勧告等の対象となる義務的点検。	・7.5kW以上の冷凍冷蔵機器： 1年に1回以上 ・7.5～50kW未満の空調機器： 3年に1回以上 ・50kW以上の空調機器： 1年に1回以上	・機器管理にかかる資格等を保有する者 (社内・社外を問わない)

出典：経済産業省 環境省発行「フロン排出抑制法の概要」より

該当機種と点検内容について

点検種別	該当機種	当社推奨の点検内容
簡易点検	恒温恒湿器、冷熱衝撃装置など フロン類充填冷凍回路を搭載する環境試験器全般	目視確認による機器の異音、異常振動、外観の損傷、腐食、油にじみ。 正常運転の確認、冷凍機ゲージの確認(ゲージ付装置のみ)。
定期点検	・急速温度変化チャンバー TCC-150W ・冷熱衝撃装置(旧製品) TSA-70H、100S、200S、300L ・その他大型カスタム機器など	有資格者での点検が必要です。 当社サービス部門へご用命ください。

※当社製品で仕様書に冷凍機容量7.5kwと記載している機種でも、実質7.46kwの冷凍機を採用しており定期点検が不要な製品があります。
詳しくは当社カスタマーセンターへお問い合わせください。

フロン排出抑制法に関してのお問い合わせ

経済産業省 オゾン層保護等推進室 TEL 03-3501-4724
環境省 フロン等対策推進室 TEL 03-3581-3351

エスペック株式会社 <http://www.espec.co.jp/>

530-8550 大阪市北区天神橋 3-5-6
Tel:06-6358-4741 Fax:06-6358-5500

●エスペック製品に関するお問い合わせは

カスタマーサポートデスク  0120-701-678